○農林水産省告示第千八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十三年五月十一日　第九十七号
二　登録認定機関の名称及び住所
　財団法人日本食品油脂検査協会　東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号

○農林水産省告示第十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年十二月二十二日　第十三号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
　ＩＣＥＡ（イチェア）　イタリア　ボローニャ県ボローニャ市ナザリオ・サウロ通り二番
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　イタリア　ボローニャ県ボローニャ市ナザリオ・サウロ通り二番

○農林水産省告示第十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の二第三項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十三年五月十一日　第十九号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
　アシュアクオリティ　リミテッド　ニュージーランド　オークランド市　マウントウェリントン　パシフィックライズ　八四階
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　ニュージーランド、バヌアツ共和国、クック諸島及び台湾
(2)　認定を行う事業所の所在地
　ニュージーランド　オークランド市　マウントウェリントン　パシフィックライズ　八四階

○農林水産省告示第千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成六年九月六日農林水産省告示第千二百五十五号（一に係るものに限る。）、平成七年七月二十一日農林水産省告示第千十六号（二及び三に係るものに限る。）、平成七年六月十九日農林水産省告示第八百十七号（四に係るものに限る。）、平成六年一月二十八日農林水産省告示第百九十号（二に係るものに限る。）
(二)　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県裾野市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成九年一月二十二日農林水産省告示第百三十三号（一及び三に係るものに限る。）、平成八年五月七日農林水産省告示第六百四十一号（二に係るものに限る。）、平成八年四月二十三日農林水産省告示第五百五十号（二に係るものに限る。）、平成七年八月二日農林水産省告示第千百二十六号（三に係るものに限る。）
(二)　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び函南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。